

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣について（案）

平成20年 月 日
国土交通省防災会議決定

国土交通省防災業務計画（平成20年 月 日最終改正）に定める緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣については、下記によるものとする。

なお、本決定に定めるもののほか、必要な事項は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）設置細目によるものとする。

記

1. 目的

この決定は、国土交通省防災業務計画（平成20年 月 日最終改正）に定めるもののほか、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被災地とは、災害が発生した地域をいう。
- 二 被災地方支分部局とは、被災地を管轄する地方支分部局をいう。

3. 適用事項

- 一 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国土交通省に災害対策本部（国土交通省緊急災害対策本部又は国土交通省非常災害対策本部をいう。以下、同じ。）が設置された場合、又は国土交通本省が非常体制（「災害時等における国土交通本省の防災体制について（国土交通省防災会議決定 平成16年5月24日）」の規定に基づき、事務次官以下関係幹部が参集した体制をいう。以下、同じ。）の場合に、それぞれ災害対策本部又は参集した関係幹部による総合調整の後、災害対策本部長又は事務次官による決定に基づき、派遣するものとする。
- 二 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局、気象庁の単位で、あらかじめ組織するものとする。

4. 派遣手順及び指揮命令系統

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣手順及び指揮命令系統は、次の手順で行うものとする。なお、本省災害対策本部が設置されていない場合については、「本省災害対策本部」とあるのは「非常体制において参集した幹部」と、「本省災害対策本部長」とあるのは「事務次官」と読み替えることとする。

(1) 派遣手順

- 一 被災地方支分部局の災害対策本部は、必要とする派遣規模を本省災害対策本部に

- 報告する。
- 二 上記報告に基づき、本省災害対策本部による総合的な調整の後、本省災害対策本部長は、被災地方支分部局以外の地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合については地方支分部局長及び国土技術政策総合研究所長をいう。以下、同じ。）に当該局等の隊員の派遣を指揮し、派遣後に指揮を受ける被災地方支分部局を示す。
 - 三 上記指揮を受けた地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長は、当該局等の隊員を被災地へ派遣する。
 - 四 ただし、初動時の緊急調査は、被災地方支分部局からの報告を待たずに、本省災害対策本部長が地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長に派遣の指揮を行うことができるものとする。
 - 五 本省災害対策本部長は、本省災害対策本部による総合的な調整の後、本省の隊員を被災地へ派遣する。
 - 六 国土地理院、気象庁からの派遣については、国土地理院災害対策本部長、気象庁災害対策本部長が行う指揮の下で派遣する。
 - 七 独立行政法人からの派遣については、独立行政法人土木研究所法第14条、独立行政法人港湾空港技術研究所法第13条又は独立行政法人建築研究所法第14条に基づき、国土交通大臣から独立行政法人への指示により派遣する。

(2) 指揮命令系統

- 一 本省災害対策本部長は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣期間全体を通じて、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局及び気象庁の災害対策本部長に対し、関係機関との連携に関する総括的指揮を行う。
- 二 本省等の隊員（本省、地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の隊員をいう。以下、同じ。）は、派遣元と被災地との往復の間、派遣元である本省、地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長が行う指揮の下で行動する。
- 三 被災地到着後の本省等の隊員は、被災地方支分部局の災害対策本部長が行う指揮の下で行動する。
- 四 ただし、三に関わらず、被災地方支分部局の災害対策本部長が指揮することが困難な場合、本省災害対策本部長が本省等の隊員を直接指揮することができるものとする。
- 五 ただし、(1)四に示す初動時の緊急調査においては、三に関わらず、本省等の隊員は、派遣元の本省、地方支分部局及び国土技術政策総合研究所の災害対策本部長が行う指揮の下で行動する。
- 六 国土地理院、気象庁からの隊員は、国土地理院災害対策本部長、気象庁災害対策本部長が行う指揮の下で行動する。